

兵庫県弁護士会阪神支部 遺言の日(4月15日)記念行事 講演と無料法律相談

4月15日は兵庫県弁護士会が遺言制度利用の周知・普及のために提唱した『ゆ(4)い(1)ごん(5)』の日です。遺言って何？難しい？どうしたら遺言できるの？みなさんの身近な疑問を弁護士がわかりやすくお話しします。また、当日は、弁護士による遺言・相続に関する無料法律相談を行います(当日会場にて先着順で受付)。どうぞお気軽にご参加ください！

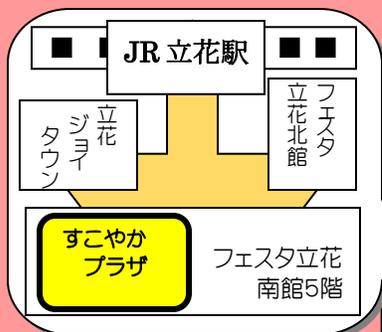
芦屋会場

日時：2016年4月15日(金)15:00～17:30
場所：ラポルテホール (JR芦屋駅北側の陸橋すぐ)
住所 芦屋市船戸町4-1 ラポルテ本館3階
内容：第1部 講演『遺言と相続～遺言するのは誰のため？』
講師：三道政弥弁護士
第2部 遺言・相続に関する無料法律相談(1人30分)
定員：講演50名程度、法律相談12名



いずれの会場も

予約不要
入場無料



尼崎会場

日時：2016年4月21日(木)13:30～16:30
場所：尼崎市立すこやかプラザホールB室 (JR立花駅南側すぐ)
住所 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5F
内容：第1部 講演『遺言のすすめ～家族の幸せのために～』
講師：榎本祐規弁護士
第2部 遺言・相続に関する無料法律相談(1人30分)
定員：講演50名程度、法律相談9名

法律相談は
当日会場にて
先着順で受付
いたします

主催：兵庫県弁護士会阪神支部 後援：尼崎市・西宮市・芦屋市
お問い合わせ：兵庫県弁護士会阪神支部 電話：06-4869-7611